医療関係機関や、その廃棄物を取り扱うみなさまへ

新型コロナウイルスの廃棄物について

新型コロナウイルスに係る感染性廃棄物も
他の感染性廃棄物と同様に処理可能です（※）。

※「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に沿って処理してください。

消毒して再利用できるもの（リネン類など）はむやみに廃棄せず、廃棄物の減量化に心がけましょう

新型コロナウイルスに感染した方・その疑いのある方が使用したリネン類については、他の感染症と同様の取扱いで問題ないと考えられますので、むやみに廃棄せず、これまで同様の感染症対策に準じた処理で対応してください。

手袋やマスクを着用して直接触れないように注意し、熱水による洗濯や、次亜塩素酸・アルコールによる消毒を行うなど通常どおり取り扱うようお願いします。

感染性廃棄物は、その種類や性状に応じて適切な容器に梱包しましょう

容器は、密閉できる、収納しやすい、損傷しにくいものであって、
感染性廃棄物の種類や性状に応じて適切な容器を選んでください。

①注射針、メス等の**鋭利なもの**	②血液等の**液状または泥状のもの**	③血液等が付着した**ガーゼ等再利用しないもの**
耐貫通性のある堅牢な容器	漏洩しない**密閉容器**	**丈夫なプラ袋の二重使用**または、**堅牢な容器**



例：プラスチック製容器



例：プラ袋（二重使用）／段ボール容器（内袋使用）

※　①～③を一緒に梱包する場合は、耐貫通性、密閉性を併せ持つ、プラスチック製容器等を使用してください。

※　詳細については自治体のルールに従ってください。

環境省

環境省公式HP

廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル(PDF)